病児・病後児保育利用の手引

「病児・病後児保育」とは？

保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産等の理由により、家庭において保育できない病気（回復期には至らないが、症状の急変が認められない場合）または病気回復期（症状が回復し、安定に向かっている場合）のお子さんを、かかりつけの医師が「保育室の利用が可能」と判断した場合に、実施施設で看護師・保育士等が一時的にお預かりする事業です。（１回の申請につき７日以内）

埼葛クリニック内病児・病後児保育室「めぐみ」

〒342-0037　吉川市富新田 245

電話 048-982-3381、FAX048-982-3382

HP　https://www.saitada-saikatsuclinil.com

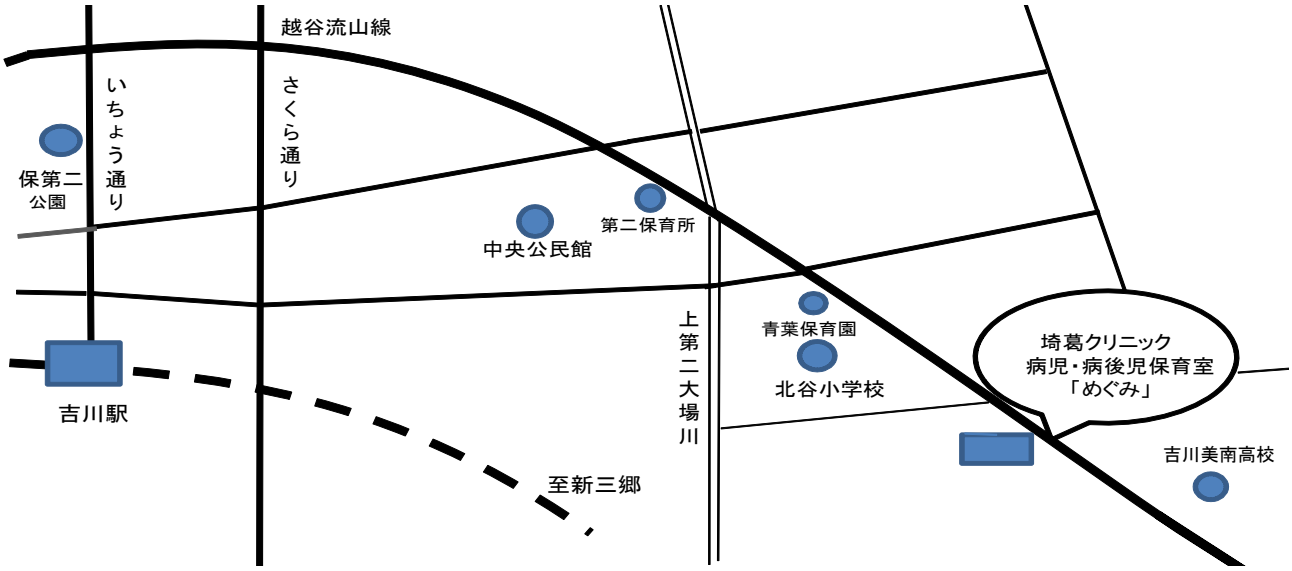

１　利用条件（次のすべてを満たす児童が対象です。）

⑴ 市内在住、または、市外在住であって市内の保育所、認可外保育施設、幼稚園、小学校等に通う児童

⑵ 生後３ヶ月から小学校３年生までの児童

⑶ 保護者の就労や疾病、事故、出産等の理由により、家庭において保育できない場合

⑷ 病気または病気回復期にある児童（次のような病気で医療機関による入院治療の必要はないが、安静の必要がある児童のこと）

〇日常的な疾病（感冒・消化不良等）・・・病気または病気回復期

〇感染性疾病（麻疹・風疹・水痘等）・・・他の児童に感染する恐れのある感染期を経過した以降

〇慢性疾患（喘息等）・・・・・・・・・・・発作等がおさまった以降

〇外傷性疾患（熱傷等）・・・・・・・・・・症状が発生した以降

〇感染症の場合は、病児・病後児保育室「めぐみ」にご相談ください。

２　実施施設

埼葛クリニック内　病児・病後児保育室「めぐみ」
〒342-0037　吉川市富新田245
電話　048-982-3381、FAX　048-982-3382

３　実施内容

定　　員	１日につき原則４人まで ※病状優先ではなく、予約の先着順となります。
保育時間	午前８時から午後６時まで ※延長保育は行っていません。
休　　日	日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）等
料　　金	◎保育料　１人日額2,０００円（５時間未満は1,０００円） ※生活保護法による被生活保護世帯又は前年度分市町村民税非課税世帯に該当する場合は、**申請により**利用料が免除されます） ※保育料のほかに実費負担（哺乳瓶の消毒にかかる衛生費など）が必要になる場合があります。
利用期間	１回の申請につき、７日以内となります。

４　利用手続きの流れ

①事前登録

□事前に利用者登録が必要となりますので、利用前に「病児・病後児保育利用者登録申請書」を保育幼稚園課または病児・病後児保育室「めぐみ」まで提出してください。
※申請書は、市ホームページからダウンロードすることができます。

②予　　約

□「めぐみ」に電話予約（℡048-982-3381）をします。
※予約状況は、埼葛クリニックのホームページで公開しています。

③医療機関受診

□埼葛クリニックまたは、かかりつけの医療機関を受診してください。
□受診の際には、必ず病児・病後児保育室を利用希望であることを申し出てください。
□医師に「診療情報提供書」を発行してもらい、利用時に持参してください。
（埼葛クリニックを受診した場合は、必要ありません。）

④入室手続き

□診療情報提供書を基に医師が病児保育室の入室を判断します。
※かかりつけの医療機関で診療情報提供書が発行された場合でも感染症予防等のために病児保育室が利用できない場合があります。
□予約当日に「めぐみ」にて入室の手続きを行います。
※診療情報提供書の記載内容と児童の容体が違う場合は利用できないことがあります。
※入室時に持ち物を確認しますので、不足がないようにご準備ください。

⑤利　　用

□入室手続き後、保育室を利用します（利用時間：８時から１８時まで）。
※入室後に保育が困難になった場合は、保護者の緊急連絡先に電話連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

⑥保育料支払い

□納付書に記載のある市役所施設または金融機関で保育料を納入してください。

その他注意事項

※　「診療情報提供書」は、病児保育室の電話予約を行ってから、医療機関に発行を依頼してください。
※　「予約取消（キャンセル）」の場合は、必ず朝７時 50 分までに電話でご連絡ください。
※　「入室が遅れる場合」は、速やかに電話でご連絡ください。なお、電話連絡がなく予約時間に入室されない場合は、予約を取り消す場合があります。
※　「当日予約」は、利用予約に空きがある場合に受け付けます。なお、木曜日・土曜日は当日予約ができません。
※　診療情報提供書の提出があったとしても、当日の病状によっては利用をお断りする場合がありますので予めご了承ください。
※　緊急の場合は、保護者の了解のもと、病児・病後児保育室「めぐみ」を受診する場合があります（医療費等は保護者負担になります）。

５　入室時の持ち物

①　□　診療情報提供書（埼葛クリニック以外の医療機関を受診された方のみ）
②　□　埼葛クリニック診察券（お持ちの方のみ）
③　□　健康保険証・子ども医療費受給者資格証
④　□　母子手帳
⑤　□　薬（処方されたものすべて）・お薬手帳またはお薬の説明書
⑥　□　着替えの服（上下　各２枚）・下着（肌着・パンツ　各２枚）
⑦　□　昼食（１食）・おやつ（２回分）
⑧　□　ハンドタオル・バスタオル　各２枚
⑨　□　コップ
⑩　□　飲み物（５００ml 入のペットボトル）未開封のもの２本以上
⑪　□　ビニール袋（レジ袋可）３枚
⑫　□　箱ティッシュ
⑬　□　紙おむつ１０枚、おしり拭き１袋　※おむつを利用するお子さんのみ
⑭　□　食事用エプロン　２枚　※エプロンを利用するお子さんのみ
⑮　□　哺乳瓶またはマグカップ　※コップの利用に代えて利用するお子さんのみ
⑯　□　ミルク（必要回数分を１回分ずつにして）　※ミルクのお子さんのみ

※　⑧・⑨は有料レンタルをすることもできます。
※　⑩～⑭は、保育室で購入（実費負担）することもできます。
※　⑬～⑯は、必要なお子さんのみご用意ください。
※　レンタル料・金額等については、めぐみにお問合せください。

～　幼児教育・保育の無償化について　～

病児・病後児保育事業の利用料については、幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）の対象となる場合があります。子育てのための施設等利用給付を受給するためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

対象者	次に該当する子どものうち、幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業又は企業主導型保育事業を利用できていない子ども ・３歳から５歳の子どもで保育の必要性（※）がある子ども（３歳以上児） ・０歳から２歳の子どもで保育の必要性（※）がある非課税世帯の子ども（３歳未満児） ※認定事由が「育児休業」である場合は、病児・病後児保育事業の利用料は無償化の対象となりません。
給付内容	次の上限の範囲で、認可外保育施設等の利用に要した費用を支給します。 ・３歳以上児　上限月額 37,000 円　・３歳未満時　上限月額 42,000 円
認定申請	利用月の前月 10 日までに、認定に係る申請書類を保育幼稚園課へご提出ください。 （申請書類は市役所のホームページに掲載又は保育幼稚園課にて配布しております。）
請求方法	施設を利用した日の属する月の翌月以降、利用施設が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添えて、利用子ども毎に１ヶ月分をまとめて請求書を市保育幼稚園課に提出してください。 ※病児・病後児保育事業の利用のほかに、施設等利用給付の対象施設・事業の利用がある場合はまとめて請求してください。

お問合せ先　　吉川市保育幼稚園課　　電話048-982-9528
病児・病後児保育室「めぐみ」　電話048-982-3381